



熊本県公報

号外 第 2 2 号
平成 22 年 6 月 24 日 (木)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 参議院熊本県選出通常選挙において選挙運動に関し支出すること
が 可 能 な 限 額 …… (選挙管理委員会) 1
- 直接請求の連署基準数 …… (//) 1
- 直接請求の連署基準数 …… (//) 1

告 示

熊本県選挙管理委員会告示第 48 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定により、平成 22 年 7 月 1 日執行の参議院熊本県選出議員通常選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 22 年 6 月 24 日
43, 114, 700 円

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県選挙管理委員会告示第 49 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 22 年 6 月 24 日

その総数の 50 分の 1 29, 869
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 315, 573

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

熊本県選挙管理委員会告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 22 年 6 月 24 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

選挙区名

熊本市選挙区	177, 977
八代市・八代郡選挙区	40, 572
人吉市選挙区	9, 799
荒尾市選挙区	15, 564
水俣市選挙区	7, 716
玉名市選挙区	19, 264
天草市・天草郡選挙区	28, 111
山鹿市選挙区	15, 848
菊池市選挙区	14, 114
宇土市選挙区	10, 263
上天草市選挙区	8, 972
宇城市選挙区	17, 272
阿蘇市選挙区	8, 057
合志市選挙区	14, 376
下益城郡選挙区	11, 195

玉名郡選挙区	12,637
鹿本郡選挙区	8,293
菊池郡選挙区	17,539
阿蘇郡選挙区	11,391
上益城郡選挙区	24,862
葦北郡選挙区	7,202
球磨郡選挙区	16,797